

ISSN 1343-2001

TOKYO  
UNIVERSITY  
OF  
INFORMATION  
SCIENCES

# 東京情報大学 研究論集

Vol.3 No.3 抜刷

岩野 秀明

時間の因果理論と Kant の「経験の類推第2」

東京情報大学

2000. 3

## 時間の因果理論とKantの「経験の類推第2」

岩野 秀明\*

What Kant gave as the foundation of objective succession is, according to my interpretation of Second analogy of experience in Kr. d. r. V., parallel to the problem situation of modern causal theory of time by Reichenbach and others. But the deep meaning of the problem was not realized by Kant, the reason of which is that he neglected the consideration in the midst of experience on the reverse of causal relation and let the role of sensation or pure subjectivistic time ambiguous, which constitutes one element of Kant's causal theory of time.

(1) よく知られているように Kantの「経験の類推第2と第3」は Leibniz の充足理由律による時間理論とともに現代の時間の因果理論の先蹤とされている。しかしどのような意味でそうなのかは必ずしも明瞭にされているとは思われない。そこで本稿では「経験の類推第2」の立論過程のなかに、したがって特に「時間継起」に関して、Kantの時間理論の現代的時間理論（時間の因果理論）にとっての先駆的意味の可能性を探ってみたい<sup>1</sup>。

B版で書き加えられた部分によれば、Kant の時間の因果理論の概要は次のようである。—「相互に継起する現象の客観的關係」すなわち二つの状態のうち「客観において」いずれが前でいずれが後かを決定するものは「私の構想力 (Imagination)」ではなく、「原因と結果の概念」によって「思考すること」である。「構想力 (Einbildungskraft)」は「内感を時間関係に関して規定する」が、二つの状態のうちいずれが先行するかを決定はしない。「したがって現象の継起 (Folge) すなわちあらゆる変化を因果性の法則に従属せしめることによってのみ経験そのものすなわちその経験的認識が可能である...」—

Kantの「先験哲学」は先天的に必然的な形式を与えることによってあらゆる哲学的説明を完成させるものであるとすれば、「原因と結果の概念」によって「思考すること」あるいは「あらゆる変化を因果性の法則に従属せしめること」が事例的にも先天的に必然的な形式を与えることでなければならないであろう。しかし「.. 時間への関係においていわば経験的にいずれが先行しいずれが継起するかが客観において規定される」(B233 3/3 [ページを3等分して3段目の部分の意 (以下同様)])とされているように、具体的な経験が問題とされる局面では経験の悟性に対する位置は微妙であろう。

(2) Kantにあって、因果法則は単に数学的シンタックスではない。それ自体「総合的」である、と言うことは先天的でありかつ経験的に妥当していなければならない。「あらゆる総合的判断の最高原理はこうである—あらゆる対象はある可能的経験の直観的多様の総合的統一の必然的制約のもとに在る」(B197 1/3)—こう原理的に述べられるとき、必然的諸制約がある可能的経験について成り立っていることが重要である。そのことはいかにして確かめうるのか。因果法則の場合、ある現象の列が因果法則に従っていることを悟性が経験の中で承認する根拠はなにか。

このような意味において Kant の時間の因果理論としての時間理論にふくまれる最大の問題点

\* 東京情報大学教授

は、悟性に対する経験の位置づけである。そしてその場合、因果理論的に構成される客観的時間に対する直観形式としての時間（主観論的時間—以下の(4)節参照—）の位置づけが同時に問題である。

（3）Kantにあっては、悟性と経験の位置関係は「カテゴリーの先験的演繹」においては全く決定的に次のように定義されている。「.. われわれは経験を通じて多くの法則を学ぶが、それはしかしさらに高次の法則の単に特殊な規定にすぎない。そのような [さらに高次の法則] ものの中で最高の法則は.. アプリオリに悟性そのものに由来する。そして経験から借りてこられたものではなく、むしろ現象にその合法則性を付与しまさにそのことによって経験を可能にしなければならない。したがって悟性は単に、現象の比較によって規則を形成する能力ではなく、それ自身自然に対する法則定立である、すなわち悟性なくしてはそもそも自然というものは存在しないであろう、言い換えれば規則に従う現象の多様の総合的統一は存在しないであろう。」(A126-127)

このように悟性の経験に対する優位が高らかに宣言されているが、問題ははたして「純粹悟性の原則の体系」の段階でこの位置関係がどこまで貫徹できたかであろう。なぜならすでに「綜合判断の最高原理」について指摘したように、その段階では「ある可能的経験」が決定的要因の一つとなるから。

（4）「先験的感性論」では、「時間の経験的実在性」が強調されている。「.. 時間は現象に関して客観的妥当性を有するのみである。なぜならこのもの [現象] はすでに、われわれがわれわれの感官の対象として想定しているところの物であるから。しかし時間は、われわれの直観の感性、したがってわれわれに固有な表象仕方を捨象するならば、そして物一般について語るならば、もはや客観的ではない..」(51 2/3) このことが「時間の経験的実在性、すなわちわれわれの感官につねに与えられうるあらゆる対象に関する客観的妥当性」である。(52 2/3) ここでは「時間」が一回的な経験を通じてはじめて有意味に語られうることが明言されている。「.. これに対してわれわれは時間に対して絶対的実在性のあらゆる要請を否定する。なぜならそれは、われわれの感性的直観の形式を顧慮することなく、制約ないし性質として端的に物に帰属するものだから..」(B52 2/3)

このように「直観形式」としての時間は経験との相関関係をはなれて物の中にアプリオリに実在する形式ではない。さらに Kant はこのような「経験的実在性」をより強い意味で次のように述べたと考えられる。「.. 時間はたしかにある現実的なものである。すなわち内的直観の現実的形式である。したがって時間は内的経験に関して主観的実在性を持つ、言い換えれば私は時間とそのうちにおける私の規定についての表象を現実的に持つ。したがって時間は、現実的に、客観としてではなく、客観としての私自身の表象仕方として見なされなければならない..」(B54 1/3)

このような強い意味での性格づけを受けた時間を主観論的時間と言うことにすれば、主観論的時間はKantの因果理論的時間理論にとっても有意味に作用しているはずであろうと思われる。Kantにあって因果理論的時間は実在論的と見なすことができるとするならば、それは主観論的時間となんらかの仕方で照合されるはずのものであろう。

主観論的側面はまた次のような表現をも与えられている。「時間は、内感の形式すなわちわれわれ自身とわれわれの内的状態の直観の形式以外のものではない。なぜなら時間は外的現象の規定ではありえないから.. そしてこの内的直観はいかなる形態をも与えないゆえ、われわれはまた

この欠如を類推によって置き換えることをもとめ、無限に進行する直線によって時間継起を表す。」(B49-50 1/3)

この主観論的側面はまた、B版で付加された部分の次の表現にもよく示されている。「.. ところでなんらかのものを思考するあらゆる行為以前に、表象として先行しうるものは直観でありそれが含むものが関係のみであるならば直観の形式である。それは、なにものかが心性の中で定立されるかぎりにおいてのみ直観は表象するのであるから、心性が、自己自身の活動によってすなわちその表象のこの定立によって、と言うことは自己自身によって触発される仕方、言い換えればその形式に従った内感以外のものではありえない。」(B67-68) ここで「直観」と言われているものは前後の文脈から時間だけではなく空間も含まれているが、とりわけより根本的なものとして時間が考えられているように思われる。

(5) このような意味での「主観論的時間」は、Kantにあっては心理学的自我の中に限定されたものではないであろう。すなわち独我論的な時間ではない。また単に相互主観的(われわれ)なものでもない。そのような「私」や「われわれ」が存在しなくなれば「時間」も存在しなくなるのではないであろう。したがって時間はある意味で実在的であるが、存在論的(物自体)ではない認識論的実在性を有する。それをKantは「経験的実在性」あるいは「主観的実在性」(B53 3/3)として定義した。「経験的実在性」は同時に「先験的観念性」であるが、後者は前者を存在論的に見直した表現であろう。「時間の概念の形而上学的究明」によると、このような時間の「経験的実在性」は次のような根本的性格を持っている。「時間はあらゆる直観の根底に存する必然的表象である。われわれは現象一般に関して時間そのものを消去することはできない。なるほど時間から諸現象を取り去ることはできるが。」(B46 2/3) このように「時間」は「あらゆる直観」「現象一般」の根本的な認識論的制約とされている。そして「時間の諸関係の必当的諸原則..あるいは時間一般の諸公理」すなわち「時間はただ一つの次元をもつ。異なる時間は同時ではなく前後としてある」という「時間の公理」は、あらゆる現象に対して客観的に妥当すると、ここで考えられていると解してよいであろう。(6)節を参照。特に「客観としての私自身の表象仕方」という表現は示唆的である。(B54 1/3))

しかし「感性論」での「形而上学的」言い換えれば「存在論的」定義における時間の実在性は、言わばまだ可能態としての実在性であろう。「時間の公理」の客観的妥当性を云々するならば、その妥当範囲は「われわれ自身とその内的状態」((4)節を参照)に限定されていると考えてよいのではないか。あるいはそのように考えるべきであろう。なぜなら「主観論的時間」はいまだそれ自体客観における時間ではなく、後者は「分析論」をまっぴらして初めて定義されうるものだから。

(6) そこで「純粹悟性の原則の体系」における「経験の類推」が、客観における時間の諸関係をどのように定義したかが問題としてうかび上がるわけである。そこでは時間の因果理論の立場が「先験哲学」的に実行されていると思われる。(1)節を参照。)しかし興味ぶかい点は、現代の時間の因果理論あるいはより広く経験論的時間理論と平行的に、ここでも理論的原理(因果法則)と経験および直観形式としての時間の認識論的關係が微妙な循環(?)の様相を示していることである。この点にいくぶんかの光を当てることを目標にしつつ、次に「経験の類推第2」を分析してみよう。

(7) 客観的な時間継起についての「経験的判断」(B247 2/3)の根拠を因果法則にもとめるときに、因果法則が必然的である、言いかえれば時間継起にとって必要条件であることは、超越的批判の立場からは明らかに偽であろう。なぜなら因果法則ではなく非決定論的な確率論的法則が自然界に存在することはKantにとっても自明であったであろうから。自明な非必然性に批判の矛先をむけるよりも、Kantの立場を受け入れることによって、その立場からの立論そのものに含まれる問題がいかに解決されたかをここではより効果的な批判として考察してみよう。なぜなら理論的概念(因果法則)と経験との対応関係は(現代の時間理論においても)、たとえ非決定論的な法則から出発したとしても相変わらず、最終的な問題として残るものだから。<sup>2</sup>

(8) 因果関係から出発して客観における時間関係を決定しようとする場合、問題は直ちに、因果関係が時間の前後関係を決定する根拠はなにか、ということになる。(因果関係が時間関係の十分条件であるか。)この避けて通れない問題自体にKantが自覚的に対決していたかどうかは、微妙なところのように思われるが、「経験の類推第2」全般においてはこの問題に一定の解答が与えられていると見なせる。要するに、因果関係を有する現象の順列と直観形式としての時間の間に対応関係がある、というのが客観的時間関係を決定する根拠とされたと思われる。

このような因果関係と直観形式としての時間の対応関係は、段落[12]（「経験の類推第2」はB版で付加された部分と段落[1]－[26]からなっている―注1を見よ―）で明言されている。「.. 悟性は現象とその現存在に対して時間順序 (Zeitordnung) を移し入れることによって、悟性は対象の表象を明晰にするのではなく、対象の表象をそもそも可能にするということが行われる。そしてそのことは、それなくしては現象のそれぞれは.. 時間そのものと合致する (übereinkommen) ことがないであろう時間における一つのアプリオリに規定された位置を、継起としての現象のそれぞれに、先行する現象に関して、悟性が承認する (zuerkennt) ことによってなされる。この位置の規定は絶対時間に対する現象の関係から借りられるものではなく、.. 現象が相互に時間におけるその位置をみずから規定し、時間順序におけるその位置を必然的としなければならない。すなわち継起あるいは生起するところのものは一般的規則に従って、以前の状態に含まれていたものに続かなければならない。このことから現象の順列が生じ、それは悟性を媒介として.. 内的直観の形式(時間)においてアプリオリに見い出されるのと.. 同一の順序と連続的連関を生みだしかつ必然的にする。」(B244 3/3－245 2/3) ここには因果関係を有する現象の(時間)関係と直観形式としての時間のあいだの言わば「根源的同時関係」が指摘されている。直観形式としての時間は、すでに言ったように「主観論的時間」であったが、いまや自然にまでその妥当範囲は拡張される可能性がひらけたことになる。しかしここでの問題は、時間順序の基準は、因果関係そのものではなくて、因果関係(現象)と「主観論的時間」の一致であること、言いかえれば、因果関係そのものには時間関係はまだ正当化されて存在しないから(なぜならそのことが類推の証明の問題そのものなのだから)、「主観論的時間」そのものであることであろう。

(9) と言うことは因果関係そのものは客観的時間関係が成立するための必要条件ではなく、一般に客観的对象の現象が「主観論的時間」に対応していれば、客観的時間関係を示すことが可能だということであろう。したがって「経験の類推第1」はこの客観的時間関係をすでに可能にしていると思われる。

「.. したがって持続するものの中でのみ時間関係は可能である (なぜなら同時性と継起は時間

における唯一の関係であるから)、すなわち持続するものは、それにおいてのみあらゆる時間規定が可能であるところの、時間そのものの経験的表象の基体である。…」(B226 1/3) たしかに「持続するもの」それ自体は時間継起を規定しはしないが、上のような現象と直観形式としての時間のあいだの「根源的同時関係」をここで(「経験の類推第1」)すでに考慮に入れるならば、それだけで客観的時間関係(前後)は決定できるであろう。なぜなら「持続的なもの」は客観の対象であろうから。このことをKantが明言しなかったのは、上の根源的同時関係を考へに入れると全く不可解であろう。

(10) このように解すると客観的時間関係の根拠は対象と主観論的時間との対応関係にあって、因果法則そのものにはないということが結論されてくるが、このことは因果関係と経験との関係(これはすでに根源的同時関係に含まれている)を具体的な事例において考察する局面でさらに明瞭になるように思われる。そして特に逆の因果関係についてKantがどのように考えたであろうかということを推測するならば、右のような対応関係に客観的時間継起の根拠が置かれていたであろうことがはっきりするようになる。

(11) 段落[15]で原因と結果が同時である場合が、「暖炉で部屋が暖まる」例と「鉛の球をソファの上に置く」例について考察されている。「.. 原因とその直接的結果の間の時間は消滅的(それはしたがって同時)でありうるが、前者の後者に対する関係はしかしつねに、時間に関して、規定可能である。私が、詰め物をしたソファの上に在ってその窪みを圧している球を原因と見なすならば、球は結果と同時である。しかし私は両者の力学的結合の時間関係によって両者を区別する。なぜならもし私が球をソファの上に置くならば、その以前の平たい形態に窪みが続く。しかし(私はどうしても知らない)ソファが窪みを持つならば、それに鉛の球が続くことはない。／したがっていずれにせよこの時間継起が(die Zeitfolge)、先行する原因の因果性に関して、結果の唯一の経験的基準である。…」(B248-249)

ここで「この時間継起」の理解の仕方によって、時間継起を因果関係によって決定しているのか、反対に因果関係を時間継起によってそうしているのか(循環！)が微妙なところであるが、「この時間継起」は直前の「力学的結合の時間関係」から直接その意味を獲得していると思わせるように思われる。「力学的結合」すなわち重力による因果法則を前提した「この時間継起」であろう。重力による因果法則がここにあらわれている故に、ソファに圧力が加わる。すなわちソファの窪みが結果であって、「それに球が続く」のではない。

しかし問題は、このような因果関係がなぜ客観的時間関係を決定しうるのだろうかという点にあるように思われる。それは時間関係を客観的对象そのものから引き出してくることはできない故に、問われなければならない。そして幸いにもすでに指摘した根源的同時関係はこの問いを解消するであろう。(したがって客観的(対象的)時間→因果関係→客観的時間、の意味での循環はないと思われる。<sup>3)</sup>しかしこの「ソファ」の例の因果関係は、可逆的であろう。すなわち、次節に述べるように、部分的には可逆的である。したがって次なる問いは、この逆の因果関係を例とした場合、Kantはいかに説明したであろうか、である。

(12) 段落[20]で、(古典)力学的法則と先験的な意味での因果法則を区別してKantは次のように述べている。「.. いかんしてあるものが変化させられうるのか、ある時点におけるある状態に

別の時点における反対の状態が継起しうることがいかにして可能か、についてはわれわれはアプリアリには少しの概念も持たない。そのためには現実的な力の知識が (die Kenntnis wirklicher Kräfte) 必要であって、それは経験的にのみ与えられることができる。例えば運動を与える力、あるいは同じことであるがそのような力を提示するある継起的現象 (運動として) の知識が必要である。しかしどのような変化にしてもその形式、そのもとにのみ変化が別の状態の生成として進行しうる制約...、したがって状態の継起そのもの (生起するもの) は、因果性の法則と時間の制約に従ってアプリアリに考察されうる。」(B252 2/3-3/3)<sup>4</sup>

ここでKantは「現実的な力の知識」としてほとんど一意的に古典力学的な知識のことを想定していることは自明であろう。(特にB252 2/3の欄外の注が慣性運動と加速・減速運動の区別に言及していることは、示唆的である。) 古典力学的知識は「経験的にのみ与えられる」として、「先験哲学」的な論証と区別していることは、逆に言えば古典力学的法則について十分な知識を前提にしていることを意味しているであろう。そうであるとすれば、Kantが多くの可逆的現象を知っていたであろう。その点から「ソファー」の例を考えるならば、ソファーの詰め物の弾力が球に圧を及ぼしていくぶんか球が上昇する逆の過程をKantが肯定したのであろう。すなわち「ソファー」の例とは逆の因果関係 (法則) が認められるわけで、そのように認められる逆の因果関係を根拠として客観的時間継起が決定されうるかどうかが問題となりうるであろう。かりに逆の因果関係のみによって、主観論的時間を前提せずに、客観的時間継起が決定されるものとすれば (同時にまた元の因果関係のみによって元の客観的時間継起が決定されるものとすれば)、そもそも逆の因果関係が可能である以上、—とすることは元の因果関係と逆の因果関係が理想的に対称的な運動 (完全弾性衝突のような) ではなくても—元の因果関係もまた逆の因果関係であった可能性がそれによって承認されるのであるから、元の時間継起は逆の時間継起であった可能性を排除できず、また逆の因果関係についても同じことが言えることになる。したがって因果関係が客観的時間継起の根拠であるという時間の因果理論は、Kantにあっては、因果法則と同時に主観論的時間が共同してその根拠をなしているということを意味しており、言い換えれば両者の、経験における (「ある可能的経験」 (2) 節参照) 対応関係がなければ客観的時間継起は成立しないということの意味するであろう<sup>5</sup>。

「先験哲学」的な論証がアプリアリな根拠からのみ実行されるという体系的たてまえとは反対に ((3) 節を参照)、時間継起の定義にあっては、経験が微妙な決定要因として作用していることは、上の考察からすれば否定できないであろう ((1) 節 3/3 参照)。

(13) このように逆の因果関係について思考実験を付加するということは、単に「私の想像の (Einbildungen) 主観的な遊び」あるいは「単なる夢ものがたり」であろうか。(B247 1/3) 一面において右の思考実験は悟性のはたらきの一部とせざるをえないであろう。しかし他面において、もしも悟性が主観論的時間の作用を平行的に伴わないとすれば、結果的に、「互いに継起する表象の一方のものの順列が後方にも前方にも解することができる」のであろうから (B246 2/3)、主観論的時間すなわち直観形式が共に作用しない単なる悟性は、時間継起を客観的に決定する場合にあっては、Kantの言うところの「構想力」(Einbildungskraft 同所) ということになる。すなわち単なる悟性は客観的時間順序を決定しない。したがってKantの時間の因果理論を正確に言い表わせば、客観的時間の主観論的—因果理論ということになる。<sup>6</sup>

このような可逆的な因果関係についての思考実験は、もともと現代実証主義の立場から行われ

たものである。それはKantの先天的綜合判断を否定する立場であって、因果法則についても、原理的には、分析判断でしかなく、何らかの経験的検証を経てはじめて経験的綜合性が承認されるものである。言い換えれば、因果法則は数学的シンタクスとして表現される。それは4次元空間の中でのある線分として描かれる。このような意味での形式性は、Kantの因果法則、正確に言えば、「先験的な」因果法則には見られないものである。しいて言えば、上述（12節）の古典力学的法則が、分析的な因果法則に相当する。Kantは、先験的な意味での因果法則に関して客観的時間の因果理論を展開しているのであって、分析的な意味での因果法則に関してそうしたのではない。

したがって、Kantの立場に戻って、可逆的因果関係についての上の思考実験の不適切であること、あるいは非現実的であることを次のように反論することは可能である。第一に、Kantが先験的因果法則の事例としてあげたものは、可逆的ではないか、あるいは可逆的とは考えにくい。（上のソファーの例は、比較的考えやすいものである。暖炉の例、舟の例は考えにくい。）第二に、仮に可逆的であるとしても、逆の因果関係自体（ $B \rightarrow A$ ）が、Kantの立場からすれば、時間関係をすでに伴うのだから（主観論的時間）、その時間関係を逆に取り違えることは（ $A \rightarrow B$ ）ありえない。

このように上の思考実験を反論する場合でも、思考実験を行なった場合と同じ結論がえられる。すなわちKantにあっては、時間の因果理論は、先験的因果法則を経験において事例的に適用し、その際、主観論的時間が同時に認識されていなければならない。

現代実証主義にあっては、可逆的因果関係の時間的順序を決めるのに、mark-methodが考案された<sup>7</sup>。Kantが、主観論的時間と経験を因果法則に含意させたのに対して、それは客観的な方法によっていっきに客観的時間関係を決定しようとする。しかしこの方法について、論点先取を指摘することができる。（注9を見よ。）したがってKant的な方法がそれによって排除されるわけではない。

（14）以上、Reichenbachやその後の批判検討または発展を参考としつつ、Kantの時間の因果理論の再構成を試みたが、Kant自身は、主として因果法則の可逆性を明示的に前提した議論を実行していないために、経験と主観論的時間の協同的作用（悟性に対する）を少なくとも前面に押し出して明確化しなかったというのが筆者の解釈の骨子である。「経験の類推第2」の段落[26]では、「時間が現実存在するものの継起するものへの連続的進行の可能性のアプリオリな感性的制約であるのと同様に、悟性は.. 原因と結果の列によって、現象に対するこの時間におけるあらゆる位置の連続的規定の可能性のアプリオリな制約である云々」（B256 1/3）と言われている。この最後の段落は「経験の類推第2」そのものに対する結論でもあると思われるが、「原因と結果の列」と「この時間」（主観論的時間）がなぜ一致するのかという問いは、少なくとも十分には自覚化されないままに終わったように思われる<sup>8</sup>。

Kantの「経験の類推第2」は、因果関係（概念）によって時間継起の順序を決定するという實在論的（主観論的ではない）時間の因果理論の戦略を基調としているが、因果関係そのものを経験において確認する局面では、経験そのものおよび主観論的時間が不可欠であることが明らかになってみると、そのような戦略は表面的な相貌にすぎないと言うべきであろう。この立論の表層から深層への進展は（この点についてKantには明瞭な自覚がないと思われるが）ちょうどReichenbachの決定論的因果関係についてのmark-methodをめぐる批判で明らかになった實在論的不完全性から主観的確認への進展と相似的であろう。この点を簡単に説明するならば、mark-



methodの出発点となる出来事の可能な組み合わせの選択が時間継起そのものを前提せざるを得ないという循環におちいる、と批判される。<sup>9</sup> —このような進展は現代の時間の因果理論と「統計的理論」における最終的な問題点であって、時間理論に関する实在論と主観論（主義）の分岐点をなしているように思われる。そのような分岐点がKantの「経験の類推第2」にはすでに萌芽の形で見られるが、問題の深刻さは以上の検証からすれば明瞭には自覚されていなかったと、結論づけることができるであろう。

## (注)

- 1 テキスト：I. Kant：Kritik der reinen Vernunft, Philos. Biblioth. 37a, 1956 F. Meiner. 「経験の類推第2」の各段落（引用で用いる）の出だしを次に記す—  
B版付加—Daß alle [1]—Die Apprehension  
[3]—Ich werde [5]—Man setze  
[7]—Zwar wir [9]—Wir haben  
[11]—Wenn es [13]—Daß also  
[15]—Hier äußert [17]—Diese Kausalität  
[19]—Wenn etwas [21]—Wenn eine  
[23]—Das ist [25]—Aller Zuwachs  
[26]—So ist.
  - 2 非決定論的法則から出発する「時間の方向」についての实在論的（Reichenbach）論証に対する反論として、A. Grünbaum, Philosophical problems of space and time. chap. 10：Is there a ‘flow’ of time or temporal ‘becoming’？（2nd. ed. Reidel 1973）；H. Mehlberg, Time, causality, and the quantum theory. vol. 2：Time in a quantized universe. chap. V：The Symmetry of time and the branch hypothesis（Edited by R. S. Cohen, Reidel 1980）がある。
  - 3 上の引用個所の‘die Zeitfolge’についてSchopenhauerが「循環」を指摘したことは有名であるが（H. Mehlberg, op. cit. vol. 1：Essay on the Causal Theory of Time, p. 65による）、私見としては、「この時間継起」について上に解釈したところに従って「循環」はないと思われる。つけ加えて言えば、「力学的結合の時間関係」に「時間の経過Ablauf」に対する「時間の順序Ordnung」B 248 2/3）基づいて同時的因果関係における原因と結果の区別を行うべし、というのが上の引用箇所、特に「したがって..」以下の主旨であろう。なおMehlbergは、「Kantが主観的継起を考えていた可能性もある」と言っているが（op. cit. vol. 1, p. 65 2/3）、上に言ったことからすれば、筆者はそう解する必要はないと考える。
  - 4 「知覚の予料—B213 1/3—2/3—」の記述も同趣旨であろう。
  - 5 「知覚の状態A」は「知覚の状態B」の（この言い方は B 237 2/3）原因である、という因果法則の不可逆性は、Kantにあってはたしかに堅固なものであって上のような逆過程についての思考実験を悟性の作用に対して適用することはKantに対しては非現実的であろう（例えば「私は.. 順列を反転することはできない..」 B 243 3/3）かりにそのような思考実験がKantにあったとしても「構想力」（段落[14]）あるいは「覚知」（段落[5]）の作用に限定してあらわれているだけであろう。しかしこのこと自体Kantの時間の因果理論の少なくとも特質であり、つきつめればその欠陥であろう。後者の点に関して言えば、「知覚の状態A, B」の因果関係は「規則（Regel）」とされているから原因Aと結果Bは類型化されており、したがってその逆過程が悟性の作用において考察されることが期待されてよいはずである。なぜこのような立場の欠落部分が生じたかは不明な点であるが、おそらくKantの時間の因果理論にあっては主観論的時間にすでに心理的なウェイトがかかっていたからであろうと思われる。このように言うことの意味については以下の（14）を参照されたい。
- ついでに「ソファア」の例について言えば、（上記（11）参照）「.. しかし（私はどうしてかは知らない）ソファアが窪みを持つならば、それに鉛の球が続くことはない。」の個所があたかも「逆過程」の記述であるかのように解されることがあるが（H. Mehlberg, op. cit. vol. 1, p. 57はその一例と思われる）、明らかにそうではなく、この引用個所では同時的因果関係に注意の焦点がしばられている。したがって私見によればこの個所でも逆過程の思考実験は認められないであろう。
- 6 Kantの時間の因果理論のこのような解釈は、次に要約するH. Mehlbergの解釈にその大枠において一致する。（op. cit. vol. 1, chap. II-5：The plurality of concepts of time in Kant. p. 65-67）Mehlbergは、「も

し時間が純粹直観であるならば、それはいかにして現象の因果的結合と同一でありうるか」という問いを中心に論を進め、「内感の形式としての純粹時間」と「表象の順序としての主観的時間」と「現象の順序としての客観的時間」という時間の三形態を相互に還元できないものとして区別する。時間の因果理論は「客観的時間」に対してだけ適用可能であるとした上で、「テキストには感性の純粹時間と現象の客観的時間との同一性を主張していると解釈しうるであろういくつかの個所がある。この場合、現象の客観的順序はそのそれぞれの純粹時間における位置の結果であろう。そして因果性はこの位置の認識のためにのみ必要であろう」と述べる。そのような個所は上で因果関係と直観形式としての時間の「根源的同時（対応）関係」として解釈した段落[12]に相当するであろう。（(8)節参照）さらに Mehlberg は、「先験哲学」の「精神」においては「純粹時間」と「客観的時間」の区別は主導的な理念ではないと見、（したがって両者の根源的同時関係は先験哲学にとって本来的でない関係ということになろう）感性よりも悟性に重点を置いた解釈に戻り、その意味で「實在論的」時間理論を主流とみなしているように思われる。（op. cit. vol. 1, p. 66-67）しかし私見としては、テキストにより密着して理解するならば客観的時間の主観論的－因果理論は、(14)節で述べるような意味において Kant の時間理論の主流を形成していると考えられうるように思われる。

- 7 ソファアの例で、窪みを一つの mark と考えれば、ここにすでに Reichenbach の mark-method を見い出すことができる。
- 8 ともあれ客観的時間継起のこのような因果理論が「経験の類推」として位置づけられたことは、まさしく問題の所在を指示する結果になった。現代の時間の方向に関する全ての議論もまた、Kant のそれと同じく、この中に位置をしめるのがきわめて適切であろう。
- 9 G. J. Whitrow, The natural philosophy of time. 7. 2 The causal theory of time. p.326 (2nd ed. Clarendon 1980). また同様の批判は H. Mehlberg, op. cit. vol. 1, chap. V-3 p.115-116 1/3 に表明されており、要するに、「出来事 E1 E2 が一緒に現われるならばそれら出来事は因果関係を有する」は、時間関係を前提せざるを得ない、「一緒に」は「空間－時間的接近」を意味するほかはないから、と。

#### 文献（注で記したものをのぞいて）

- Hermann Cohen, Kants Theorie der Erfahrung 1925  
 Ernst Laas, Kants Analogien der Erfahrung 1876  
 岩崎武雄『カント「純粹理性批判」の研究』1965

# Journal of Tokyo University of Information Sciences

Reprinted from Vol.3 No.3

---

Hideaki Iwano

Causal theory of time  
and Kant's Second analogy of experience



2000. 3

Published by Tokyo University of Information Sciences

---